



第37回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年9月25日（水曜日）午後2時

※株主総会開催前午後1時から経営報告会を開催いたします。

場所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）

会場変更 ※昨年と開催場所を変更しております。
末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

目次

第37回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	5
計算書類	15
監査報告	17
株主総会参考書類	21

ウェルネット株式会社

証券コード 2428

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長 宮 澤 一 洋

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、2019年9月24日(火曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年9月25日(水曜日)午後2時
※株主総会開催前午後1時から経営報告会を開催いたします。
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール(時事通信ビル2階)
(昨年と開催場所を変更しております。
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、
お間違えのないようお願いいたします)
3. 目的事項
報告事項 第37期(2018年7月1日から2019年6月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

経営報告会開催のご案内

当社の活動内容・戦略などに関して株主様に詳細にご説明申しあげる機会として、株主様向けの経営報告会を開催いたします。定時株主総会に先立ち、**午後1時より同会場**にて開催いたしますので、この機会に是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日の受付開始時間は午後0時30分を予定しております。
- ◎ 第33回定時株主総会より、株主総会並びに経営報告会ご出席の株主様へのお土産をとりやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法定及び当社定款の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト(<http://www.well-net.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
新株予約権等の状況
内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）
株主資本等変動計算書
個別注記表
したがって、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.well-net.jp/ir/>)において修正後の事項を周知させていただきます。
- ◎ 当社は、2019年8月16日開催の取締役会において、剰余金の配当を1株につき50円とし、2019年9月26日を支払開始日としてお支払することを決議いたしました。

【議決権行使についてのご案内】

1. 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使の場合

(1) パソコン、携帯電話による議決権行使方法について

- ①議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③今回ご案内する「ログインID」及び「仮パスワード」は、本総会に関してのみ有効です。

(2) スマートフォンによる方法

- ①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ②セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、
QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ③スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコード
でのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決
権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトについて

- ①パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

- ②携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、T L S 暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- ③インターネットによる議決権行使は、2019年9月24日(火曜日)の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- ④議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- (4) **複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い**
- ①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (5) **インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ**
- インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

(提供書面)

事業報告

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

昨今対面スマホ決済においては大きな動きがありますが、当社が事業ドメインとする非対面決済市場においても決済のキャッシュレス化等の動きが今後も活発化するものと予測されます。また、様々なサービスがクラウド化される流れも加速しつつあります。このような情勢のもと、当社は2016年8月新たなビジネスチャンスに積極果敢にチャレンジする「中期経営5か年計画（2016年7月－2021年6月）」を発表、重点施策を「電子マネー化時代への対応」「バスIT化プロジェクトの推進」「事業者サイドに立ったコンシューマ向けサービス支援」を推進する活動をしてまいりました。

中期計画3年目に当たる当事業年度の経営成績は、売上高10,032百万円（前事業年度比2.5%増）、営業利益503百万円（前事業年度比25.8%減）、経常利益は530百万円（前事業年度比24.9%減）、当期純利益は374百万円（前事業年度比24.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は1,921百万円であり、その主なものはソフトウェア設備及び札幌事業所社屋建設用の土地であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

〔新中期経営5か年計画〕（2016年7月-2021年6月）

当社が事業ドメインとする非対面決済市場については今後も一定の伸長を見込んでおります。当新中期経営5か年計画期間中、決済スタイルの急速な変化などの環境変化に対応する活動を行うことで、最終年度の経常利益目標を50億円とした成長戦略を実行しております。

A. ウェルネットの“スマホ決済”「支払秘書」の現況

今後拡大が予想されるキャッシュレス社会に対応できるスマホ決済サービス「支払秘書」をファーストクライアント：関西電力として2017年8月3日にサービスイン、その後九州電力、北海道電力（当社単独採用）、東北電力、四国電力（当社単独採用）、北陸電力（当社単独採用）がサービス開始、提携銀行も三井住友銀行、ゆうちょ銀行など27行となり、更に拡大予定です。導入事業者も電力に続き、バス、鉄道、航空など生活・交通インフラ事業者の他、当社“マルチペイメントサービス”を導入済事業者に拡大しています。

B. バスIT化プロジェクト“バスもり！”シリーズを積極推進

2016年8月に投入したスマホアプリ“バスもり！”の取扱路線も順調に増加、一回券、回数券、定期券、フリーパス、アリペイ連携などのサービスバリエーション追加効果もあり、296路線に導入され、積極的な営業活動を継続しています。更に複数の新サービスも開発中で、今後“バスもり！”をトータルクラウドサービスに発展させてまいります。

「支払秘書」「バスもり！」ともに、今後は利用者数・決済数増加を、事業者・提携パートナーと協働する中で展開してまいります。

C. システム安定運用

ここ数年にわたる安定運用投資・体制強化の効果により、重大なシステム障害はこの2年間発生しておりません。今後は安定稼働を前提とし、コストパフォーマンスの最適化を目指してまいります。

また、札幌事業所においてシステム開発・運用を担う優秀なIT人材を確保するため、2019年4月に中央区大通東9丁目に約1,700坪の土地を購入、設計を開始いたしました。2021年の札幌事業所移転を目指しております。

D. 未来に向けた研究開発

“IoT”“フィンテック”等の大きな波をとらえるため必要に応じて様々な知見・技術を持つ大学などと連携し研究開発を的確に進めます。また、決済周辺のプラットフォームを開発するベンチャー企業向けの投資も必要に応じて検討してまいります。

E. ガバナンス

① ウェルネットアレター

当社は会社の存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレター”として定め、実効性あるガバナンスを目指しております。商材が変われども当社の根幹をなす行動哲学として社員を教育しております。

(ウェルネットアレター)

“あったら便利なくみ”を作り続けることで社会に貢献します

その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます

そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します

(ウェルネット社員アレター)

既成概念にとらわれず発想します

まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします

議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します

「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします

実行結果を検証し、更に改善、を繰り返します

報告は正直、正確、迅速に行います

提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います

清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません

② 社外取締役が過半数の取締役会

積極果敢経営における意思決定の透明性を高めるため、またコーポレートガバナンスコードを意識し、当社は2017年9月「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。取締役会メンバーは社内取締役2名に対し社外取締役3名、過半数が社外取締役の構成で、毎回全員参加のもと活発な議論を行っております。

F. 地域貢献活動

地域社会への貢献として、北海道の高等工業専門学校に通う経済面で苦勞する学生向けに設立した“ウェルネット奨学金”により、多くの苦学生を支援しております。支援を受けた学生さんから多数の感謝のお手紙をいただき、社員のモチベーション向上にもつながっております。この活動は今後も継続してまいります。

また、札幌事業所に勤務する社員が安心して仕事ができる環境整備を目的として2017年4月に開設した企業内保育園「ウェルネットもりの保育園」では、当社社員のお子さん以外にも、ウェルネットの地域貢献として近隣地域のお子様も受け入れております。

G. 収益予想と株主還元

積極果敢な投資を行うことによる収益への影響予測が困難であるため収益予想は開示しておりません。一方で株主様が安心して長期投資をいただくために中期経営計画中の配当性向を50%以上(一株当たりの配当が50円に満たない場合でも50円を配当)する方針について、2019年6月期配当額はこの通りといたしますが、2020年6月期以降は注力する次世代商材早期収益化、優秀なIT人材確保を担う札幌新社屋建設などへの投資を優先するため、一株当たりの最低配当額(50円)は今期(2019年6月期)までとさせていただきます。

尚、配当性向については50%以上を継続いたします。

この大きな変革を乗り越え、全社一丸となって次世代に向けて企業価値向上に努めてまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	単位	第 34 期 (2016年6月期)	第 35 期 (2017年6月期)	第 36 期 (2018年6月期)	第 37 期 (当事業年度) (2019年6月期)
売上高	千円	10,529,005	10,260,276	9,783,582	10,032,138
経常利益	千円	2,007,938	1,239,580	706,655	530,548
当期純利益	千円	1,350,877	869,688	495,152	374,902
1株当たり当期純利益	円	71.91	46.36	26.31	20.02
総資産	千円	21,104,899	22,457,826	16,811,358	18,960,679
純資産	千円	8,485,515	8,780,251	7,907,189	7,443,582
1株当たり純資産額	円	453.37	460.36	420.62	392.04

(注) 当社は、2016年5月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、2016年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

上記「1株当たり当期純利益」・「1株当たり純資産額」は、第34期の期首に株式分割が行われたものと仮定して算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容 (2019年6月30日現在)

<マルチペイメントサービス>

コンビニ店頭や郵便局で紙の請求書や振込票を利用して決済するサービスと、電子請求を使いコンビニのKIOSK・POS端末やATM、インターネットバンキング、電子マネー、クレジットカードなどを利用して決済を行うサービスをワンストップで提供しております。

あわせて、送金サービスをスムーズに行う「ネットDE受取サービス」や、「コンビニ現金受取サービス」も提供しております。

(6) 主要な営業所及び事業所 (2019年6月30日現在)

本 社	東京都千代田区内幸町一丁目1番7号 日比谷U-1ビル26階
札幌事業所	札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目1番15号

(7) 使用人の状況 (2019年6月30日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 118	名増 4	歳 34.8	年 5.4

(注) 使用人数は就業員数ですが、契約社員及びパート27名(年間の平均人員)を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年6月30日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2019年6月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,624,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 19,400,000株 |
| (3) 株主数 | 13,266名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,306,000	6.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,067,400	5.69
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	918,600	4.90
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	613,600	3.27
株 式 会 社 光 通 信	478,400	2.55
宮 澤 一 洋	476,188	2.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	375,400	2.00
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	340,200	1.81
高 橋 雅 行	314,800	1.68
株 式 会 社 北 洋 銀 行	298,400	1.59

- (注) 1. 当社は、自己株式643,048株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式643,048株を控除して計算しております。
3. 当社が2010年6月18日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という）が2010年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、上記自己株式数643,048株には、2019年6月30日現在において信託口が所有する当社株式192,600株を含めておりません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2019年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮澤 一 洋	執行役員社長
取 締 役	高 橋 静 代	執行役員管理部長
取締役（常勤監査等委員）	安 藤 均	
取締役（監査等委員）	佐 藤 元 宏	前田建設工業株式会社 社外監査役 株式会社不二家 社外監査役 公認会計士佐藤元宏事務所 所長
取締役（監査等委員）	花 澤 隆	本多通信工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）安藤均氏、佐藤元宏氏及び花澤隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）安藤均氏及び佐藤元宏氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・安藤均氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があります。
 - ・佐藤元宏氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために安藤均氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）安藤均氏、佐藤元宏氏及び花澤隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
5. 当社は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、法令に定める取締役（監査等委員）の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠取締役（監査等委員）を1名選任しております。
- 補欠取締役（監査等委員） 山本 強
6. 当事業年度中の取締役及び監査等委員の異動はありません。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。2019年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	宮澤 一洋	社長
執行役員	高橋 静代	管理部長
執行役員	滝島 啓介	ソリューション営業部長
執行役員	芳西 崇	札幌事業所長
執行役員	小山 貴夫	サービス開発部長

(注) 宮澤一洋氏及び高橋静代氏は、取締役を兼務しております。

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	2名	56,245千円	
取締役（監査等委員）	3名	27,497千円	うち社外3名 27,497千円
合 計	5名	83,742千円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また別枠で、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会決議において、譲渡制限付株式報酬額として年額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会決議において年額50,000千円以内と決議いただいております。また別枠で、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会決議において、譲渡制限付株式報酬額として年額10,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・ 譲渡制限付株式による報酬額
（取締役（監査等委員を除く）2名に対して6,331千円（うち社外なし））
（取締役（監査等委員）3名に対して2,997千円（うち社外3名））

- ② 社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役（監査等委員）佐藤元宏氏は、前田建設工業株式会社及び株式会社不二家の社外監査役並びに公認会計士佐藤元宏事務所所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員）花澤隆氏は、本多通信工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役 (常勤監査等委員)	安 藤 均	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。金融業界で培ってきた専門知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会13回の全てに出席し、当社の内部監査について、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 元 宏	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、公認会計士としての豊富な経験と知識から、専門的な発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	花 澤 隆	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査等委員会13回全てに出席いたしました。システムに知見のある経営者としての豊富な経験から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,480千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,480千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主様への配慮として、安心して長期投資をいただくために、2021年6月期まで（中期経営計画中）の配当性向を50%以上とし、一株当たりの配当が50円に満たない場合でも50円を配当する方針としております。

当社は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当等ができる旨の定款変更決議を行ったため、当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、2019年8月16日開催の取締役会において、期末配当を一株当たり50円とする決議をいたしました。

ただし第38期（2020年6月期）以降につきましては、注力している次世代を担う商材の早期収益化、及び優秀なIT人材の確保を担う札幌新社屋建設などへの投資を優先するため、配当性向50%以上を継続するものの、一株当たりの最低配当額(50円)につきましては、今期（2019年6月期）末までとさせていただきます。

貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[15,138,438]	【流動負債】	[11,325,418]
現金及び預金	12,915,351	買掛金	476,794
売掛金	560,714	未払金	169,766
商 品	2,133	未払費用	22,600
仕掛品	8,574	未払法人税等	71,416
貯蔵品	1,438	前受金	278
前払費用	79,656	預り金	1,138,123
その他	1,570,569	収納代行預り金	9,393,868
【固定資産】	[3,822,241]	ポイント引当金	274
(有形固定資産)	(2,027,734)	その他の	52,296
建物	138,873	【固定負債】	[191,678]
構築物	3,007	長期未払金	119,007
工具、器具及び備品	146,643	株式給付引当金	48,240
土地	1,739,209	資産除去債務	7,154
(無形固定資産)	(1,080,065)	その他の	17,276
ソフトウェア	1,078,368	負債合計	11,517,096
その他	1,696	純資産の部	
(投資その他の資産)	(714,441)	科 目	金 額
投資有価証券	205,965	【株主資本】	[7,353,515]
出 資 金	100,362	資 本 金	667,782
長期前払費用	35,968	資 本 剰 余 金	3,509,216
差入保証金	198,643	資 本 準 備 金	3,509,216
繰延税金資産	150,902	利 益 剰 余 金	4,017,854
その他	22,599	利 益 準 備 金	22,010
資 産 合 計	18,960,679	その他利益剰余金	3,995,844
		別 途 積 立 金	3,160,000
		繰越利益剰余金	835,844
		自 己 株 式	△841,337
		【評価・換算差額等】	[△98]
		その他有価証券評価差額金	△98
		【新株予約権】	[90,165]
		純資産合計	7,443,582
		負債・純資産合計	18,960,679

損益計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,032,138
売 上 原 価		8,422,626
売 上 総 利 益		1,609,512
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,106,304
営 業 利 益		503,207
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,476	
有 価 証 券 利 息	2,951	
受 取 配 当 金	6,155	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	6,956	
受 取 保 険 金	2,848	
受 取 賃 貸 料	3,471	
そ の 他	3,480	27,340
経 常 利 益		530,548
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	7,034	7,034
税 引 前 当 期 純 利 益		537,582
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	179,420	
法 人 税 等 調 整 額	△16,740	162,680
当 期 純 利 益		374,902

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年8月16日

ウェルネット株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川 井 克 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福 本 千 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。又、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び札幌事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月16日

ウェルネット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 安 藤 均 (印)

監 査 等 委 員 佐 藤 元 宏 (印)

監 査 等 委 員 花 澤 隆 (印)

(注) 常勤監査等委員安藤均、監査等委員佐藤元宏並びに花澤隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、現本店所在地一帯の再開発計画のため、東京都港区に本店を移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。なお、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けることといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
(新設)	<u>附則 第3条の変更は、2020年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、当社の監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、 重要な兼職の状況
1	みやざわかずひろ 宮澤一洋 (1960年2月24日生) 再任	1983年3月 東洋計器(株)入社 1996年3月 (株)一高たかはし入社 1996年9月 当社取締役営業部長 2009年9月 当社代表取締役社長(現任)
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>宮澤一洋氏は1996年9月から当社取締役営業部長として当社サービススキームを考案、推進、拡大してまいりました。また、2009年9月の代表取締役社長就任後は的確な経営判断を行ってまいりました。現在推進中の新中期経営5か年計画においても、強いリーダーシップによって牽引していることから、取締役候補者となりました。</p>	
2	うちやままさあき 内山まさ明 (1956年8月3日生) 新任	1980年4月 全日本空輸(株)入社 1989年3月 全日空ビルディング(株)総務課 1996年6月 エアーニッポン(株)経理課長 2005年4月 ANAセールス(株)経理部長 2008年4月 同社 取締役経理部長 2012年8月 エアアジア・ジャパン(株)代表取締役副社長CFO 2013年10月 全日空商事(株)取締役(総務人事、経理担当) 2015年4月 ANAホールディングス(株)監査役室(2019年8月退職予定)
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>内山正明氏は全日本空輸株式会社及びその関連会社において、主に総務・人事・経理などの管理業務全般を経験し、予算編成、管理会計、売上回収管理、人事諸制度改革や海外現地法人・合弁会社経営など幅広い知識と経験を有しております。それらの経験を、当社管理部門の安定かつ正確な業務定着にいかんなく発揮していただくことができる人材であることから、取締役候補者となりました。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 「所有する当社の株式数」については、2019年6月30日現在の所有株式数を記載しております。
 3. 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、 重要な兼職の状況	
1	<p style="text-align: center;">たか だ さだ のぶ 高 田 貞 信 (1954年9月14日生)</p> <p style="text-align: right;">新任</p>	<p>1978年4月 (株)第一勧業銀行(現 (株)みずほ銀行)入 行</p> <p>1989年10月 同行 国際統括部(スイス第一勧業銀行 出向)</p> <p>2002年4月 (株)みずほホールディングスグループ戦 略第二部次長</p> <p>2007年6月 みずほインバスターズ証券(株)執行役員</p> <p>2012年6月 同社 専務取締役</p> <p>2013年1月 みずほ証券(株)常務執行役員</p> <p>2015年5月 (株)ビジネス・チャレンジド代表取締役 社長</p> <p>2015年10月 みずほビジネス・チャレンジド(株)代表 取締役社長</p> <p>2018年5月 同社 顧問(2019年9月退任予定)</p> <p>2019年4月 日本土地建物(株) 顧問(2019年9月退 任予定)</p>	<p style="text-align: center;">所有する当社の株式数 -株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>高田貞信氏は銀行、証券など金融分野における豊富な知識と経験を有します。証券部門においては公開引受、IRコンサルティング部門長を歴任、執行役員・取締役・社長経験も豊富で、金融サービスを提供する当社業務及び、IR・資本・財務戦略、ガバナンスなど広範に有効な助言をいただくことができる人材であることから、社外取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、 重要な兼職の状況	
2	佐藤元宏 (1947年2月21日生) 再任	1974年10月 公認会計士2次試験合格 監査法人千代田事務所入所 1978年7月 公認会計士3次試験合格 1997年5月 中央監査法人 評議員 2005年9月 中央青山監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 理事長代行 2008年9月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 常務理事 2011年6月 同法人 退職 公認会計士佐藤元宏事務所開設 所長(現任) 2016年9月 当社 社外監査役 2017年9月 当社 社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 前田建設工業株式会社 社外監査役 株式会社不二家 社外監査役 公認会計士佐藤元宏事務所 所長	所有する当社の株式数 1,789株 取締役会への出席状況 14/14回 監査等委員会への出席状況 13/13回
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>佐藤元宏氏は公認会計士としての専門知識、豊富な経験、複数監査法人の経営管理職を歴任されたほか、他社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、企業会計、監査業務に精通しておられます。同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、企業において発生する問題の多くについて実体験をもってご存じであり、その経験による指導は当社のガバナンス強化・維持に大変有益です。2016年9月からは当社の社外監査役として、2017年9月からは社外取締役(監査等委員)として取締役会において積極的かつ的確な指摘を行ってきており、当社経営の監督・監査に多大な貢献をされています。これらの経験及び実績を活かし公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役(監査等委員)候補者といたしました。</p>			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、 重要な兼職の状況	
3	はな ぎわ たかし 花 澤 隆 (1951年5月9日生) 再 任	1976年4月 日本電信電話公社(現日本電信電話 (株)入社 2007年6月 同社 取締役研究企画部門長 2009年6月 NTTアドバンステクノロジー(株) 代表取締役副社長 2010年6月 同社 代表取締役社長 2015年6月 同社 取締役相談役 2016年6月 同社 取締役相談役退任 2017年9月 当社 社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 本多通信工業株式会社 社外取締役	所有する当社の株式数 1,789株 取締役会への出席状況 14/14回 監査等委員会への出席状 況 13/13回
【社外取締役候補者とした理由】 花澤隆氏は日本電信電話株式会社において、長年ネットワーク技術分野を中心とした研究開発に携わってきました。また同社取締役研究企画部門長、NTTアドバンステクノロジー株式会社代表取締役社長を歴任され、経営者としての見識、実績も豊富に有しておられます。また、2017年9月からは当社の社外取締役(監査等委員)として、取締役会において、システムに知見のある経営者として、的確な指導、助言を数多くいただいております。また、公正かつ透明性の高い経営判断を期待できることから、社外取締役(監査等委員)候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田貞信氏、佐藤元宏氏、花澤隆氏は、社外取締役(監査等委員)候補者であります。
3. 社外取締役(監査等委員)に就任してからの年数について
 佐藤元宏氏、花澤隆氏の両名は、現に当社の社外取締役(監査等委員)であり、在任期間は本総会終結の時をもって両名ともに2年になります。
4. 佐藤元宏氏、花澤隆氏は、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であり、また、高田貞信氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定であります。
5. 当社は、佐藤元宏氏、花澤隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、高田貞信氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 「所有する当社の株式数」については、2019年6月30日現在の所有株式数を記載しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された山本強氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされております。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、兼地職位の 要 な 兼 地 職 位 の 及 状 び 況
やまもと つよし 山 本 強 (1953年12月16日生)	1978年4月 富士通(株)入社
	1982年4月 北海道大学工学部講師
	1986年6月 同大学工学博士
	1986年12月 同大学助教授
	1989年7月 同大学大型計算機センター助教授
	1996年4月 同大学大型計算機センター教授
	1999年4月 同大学大学院工学研究科教授
	2004年4月 同大学大学院情報科学研究科教授
	2017年4月 同大学大学院情報科学研究科特任教授・名誉教授
2019年4月 同大学産学・地域協働推進機構特任教授(現任)	
	所有する当社の株式数 10,000株
	<p>【補欠の社外取締役候補者とした理由】</p> <p>山本強氏は企業経営に直接関与された経験はありませんが、当社ビジネスの根幹である情報技術に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の監査に反映していただけるものと判断し、当社の補欠の社外取締役候補者といたしました。また山本強氏は、ブロックチェーン技術を活用したプラットフォーム実用化に向けた当社との共同研究者であります。</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本強氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山本強氏が補欠の監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 「所有する当社の株式数」については、2019年6月30日現在の所有株式数を記載しております。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）



最寄駅 東京メトロ日比谷線・都営浅草線 東銀座駅 6番出口より徒歩1分
都営大江戸線 築地市場駅 A3出口より徒歩4分

東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 銀座駅（徒歩7分）、JR線
有楽町駅（徒歩12分）からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くだ
さいますようお願い申し上げます。